

出雲のお国の出身地と経歴

——歌舞伎成立の研究史上の一齣をめぐつて——

服部幸雄

— はじめに —

歌舞伎の創始者を「出雲のお国」という一人の女性に擬するのは現代の常識であるが、この人物の出身地や経歴についてはなお謎につつまれている。それも当然のことで、出雲のお国に関する確実な史料はきわめて少なく、しかもいずれも断片的なものにすぎない。一方、彼女の出身地や経歴について記された伝聞・伝承は驚くほど豊富である。この結果、史実の「出雲のお国」という一女性の実像は、見えているようでいて実はまるで見えていない現状がひき起こされている。

本稿では、問題を単純にするために、テーマを出雲のお国の出身地と経歴だけにしぼり、歌舞伎成立に関する研究史の推移を振り返り、再吟味・再検討をこころみたいと思う。

最近、室木弥太郎氏が、近代の成立史研究者の多くの人がお

国の出身地を出雲とすることを疑問視してきたのを否定し、「国が出雲の出身であることは信じてよい。(中略)国が出雲出身に間違いないと主張する」「国は出雲から上つてきたと断定してよい」と大胆かつ明快な断定を下された¹⁾。

室木氏が近代の成立史研究の成果を否定し、自説を「決定的」として強力かつ断定的に主張されるのは、よほどの新資料の発見があつてのことと考えるのは当然だろう。しかるに、その期待に反して室木氏の論文に新資料は一つもない。そのうえ、「だからお国は出雲出身に間違いはない」と主張される根拠が、客観的な説得力に欠けているように思われた。私は、室木氏のように実証を重視する学的作業に習熟された老練の研究者が、なぜこのような論議をなさらねばならなかったのだろうと気になった。そして、過去の研究史をもういちど再吟味してみる必要があると感じたのである。

「出雲のお国」と名のつた一人の女性芸能者が、本当は出雲国（島根県）の出身ではないのではないかという疑いを持たれたところから、この厄介な問題は出発している。

江戸時代の考証家たちは、たとえば喜多村信節の『嬉遊笑覧』が、「慶長の古記に」として実は「慶長見聞録案紙」に、「これは於国と申大夫、出雲のもの、佐渡へ渡、京へ出をどり初、云々」とあるのを引くのが代表で、お国の出雲国出身に疑いをさしはさむ説は一つもなかった。ただし、「出雲大社巫女」という経歴に關しては、『慶長見聞集』に「慶長の比をひ、出雲の国に小村三右衛門といふ人のむすめに、くにといひて、かたちゆうに、心さまやさしき遊女候ひしが」とあるのに注目して、疑問を抱いたようである。そこで、信節は『東海道名所記』に「くにはもと遊女なるよしなれば」と見えるのも参照し、「これは遊蕩の意にてまことの遊女といふにはあらじ」と考証した。つまり、出身地を出雲国とする点に疑いはないが、彼女は「遊女」遊蕩女」であり、「大社巫女」という経歴にはその自称に疑問があるとしたのである。近代になっても、たとえば小中村清矩の『歌舞音楽略史』（明治二十一年刊）においては、右の認識はいささかも変わっていないかった。

しかるに、明治三十七年（一九〇四）に出版された、近代における最初の歌舞伎通史である伊原敏郎氏の『日本演劇史』に至り、お国は出雲国出身であり、かつ出雲大社巫女の経歴を有するものであると断定された。伊原氏は次のように記している。

先づお国が閩歴より述べんに、旧記の語るところ極めて簡單にして且つ互ひに異同あるを以て、殆ど其の真を捉ふるを得ず。只彼れが出雲大社の巫女なりし事と、父は同社所属の鍛冶にして中村三右衛門といひし事だけは信すべき説ならん。此のこと、大社の宮司たりし千家家の記録「出雲お国伝」に詳なり^註。

伊原氏は千家家の記録にある「出雲お国伝」^註の記事を素直に信じ、これを根拠としてお国が出雲大社に属する鍛冶職の娘で、自身は大社の巫女だったことを認めたのである。その時、彼女が出雲国の出身であることは論ずるに及ばぬ自明の前提になっていた。

しかるに、伊原氏が叙述の有力な論拠とした千家七種中の「出雲お国伝」が、実は幕末以降に作成されたものであり、その内容は「歌舞伎事始」ほかのおびただしい俗書類を参考にしてこしらえられ、杵築の地に伝わった「出雲のお国伝説」以外ではないことは、明らかである。したがって伊原氏の所論が、やがて歌舞伎成立の歴史研究を手がけることになる近代の歴史家の批判に堪えないのは当然だった。だが、伊原氏は生涯この説に固執した。それは、ひとつには島根県出身の伊原氏の郷土愛によって支えられた説でもあり、同氏には郷土の偉人としての「出雲のお国」の事蹟を全国的に顕彰したいという想いがあつたように思われる^註。

江戸時代以来のもっぱら俗説・俗書だけに依拠してきた諸説から脱却し、新しい成立史研究への道を拓いたのは原田亨一氏である。原田氏の成果は『近世日本演劇の源流』として、昭和三年

(一九二八)六月、至文堂から出版されている。原田氏は、「大日本史料」編纂の過程で明らかになってきた諸史料を使って、従来歴史家の研究に閉却視されていた阿国歌舞伎についての研究に着手した。ちなみに、「大日本史料」(第十二編之二)が出版されたのは明治三十四年(一九〇一)四月である。氏は「言継卿記」「時慶卿記」「当代記」「御湯殿上日記」「慶長日件録」など信憑性の濃い同時代の史料に見える記事を引きつつ、「歌舞伎事始」の記事に代表される旧来の俗説を批判し、はじめて近代的な成立史研究を展開したのである。

原田氏は、出雲のお国の出身地と経歴に関するかぎりは、いささかも疑いを抱かなかつたようである。同氏は、慶長八年五月六日の記録に、「ヤ、コ跳也、雲州ノ女楽也」(時慶卿記)とも「かふきおとり有之、出雲国人云々」(慶長日件録)ともあること、「当代記」(慶長八年四月)に「出雲国神子名ハ国但軒女」とあることなどを勘案した結果と思われるが、「阿国歌舞伎なるものは、やはり巫女上りの阿国と云ふ一女性と名古屋山三(山右衛門、三左衛門、山三郎何れであつたか決しかねるが後に改名して九右衛門と云つたらしい)と云ふ風流な浪人とによつてははじめられたものと思ふ」(阿国歌舞伎は、出雲より出た巫女によつて創められたことは諸書の一致するところ)と書き、お国の出身地と経歴を「出雲出身、大社の巫子上り」と断定したうえで論を展開していることが明らかである。原田氏が伊原敏郎氏の「日本演劇史」を参考していたことは、同書中に「好著」と称讚しつつ再度にわたる同書からの引用がなされていることで明らかであり、結果的にお国の出身地・経歴ともに伊原説と同じになつたけれども、伊原

氏が扱ひ所とした千家の「出雲阿国伝」には一顧をも与えず無視したところに、史家としての見識があつたといえよう。

この段階でも、まだお国の出雲出身説に関しては何の疑いもなく受け容れられていた。経歴の大社巫女説の方は早く「嬉遊笑覧」さえ疑いを挿んだ点だったが、伊原氏によつてはかえつて強力に支持された。原田氏はこれに同調したようである。しかし、伊原説の主意は、「遊女」ないし「遊蕩な女」かとした旧説に対する意図的な否定の説だつたように思う。伊原氏は、大社の巫女は神に仕える聖職であり、遊女とは違ふと考えていたのだろう。

三

ここに至るまで一度も疑われることのなかつたお国の出自が、はじめて疑いの目で見られる事態が起つた。

歴史家の高柳光寿氏が昭和八年(一九三三)に発表した「歌舞伎及び浄瑠璃の起源」がそれである^(註五)。この論文が歌舞伎成立史研究を飛躍的に進展させたことを高く評価するのはむしろだが、本稿にとつてとくに重要な点は、お国の出雲出身(同時に出雲大社の巫女の経歴)説を疑わしいとし、「出雲のお国舞台名のり説」という大胆な新説を提出したことである。したがって、高柳論文の内容を詳細に再吟味し、所説を正当かつ客観的に研究史上に位置づけることが不可欠の作業となる。

高柳説の検討に入る前に確認しておかねばならないことがある。それは、大正年間にお国歌舞伎の昔態を描いたと推定される二種の奈良絵本が発見され、紹介されていたことである。

【京大本・国女歌舞妓絵詞】（「京大本」と略称される）が京都大学付属図書館の蔵書になったのは大正三年（一九一四）である。ただちに、同年七月に藤井乙男氏が詞書の全文を紹介（芸文）、さらに前述の「大日本史料」に掲載され、大正十年（一九二一）に稀書複製会による複製本も出版された。

【松竹大谷図書館本・かふきのさうし】（「福助本」「梅玉本」「笹木氏本」「大谷図書館本」と略称される）は、すでに文政十年（一八二七）没の尾崎雅嘉が著した「蘿月庵国書漫抄」の中に、その詞章が写されていた。その本文は昭和になって「日本随筆大成」（第一期・第二巻）に収録され、活字化された。しかし、この本文が一般の目に触れるようになったのは、坪内逍遙の「女歌舞伎に関する古画八種について」^{注五}がもつとも早い。要するに、この二本の内容はともに、大正十年代に広く世人の知るところとなったのである。高柳氏の論文にあつては、この二資料の存在が重大な意味をもっていた。

高柳氏は、確実な史料によればお国が京周辺で評判になったのが慶長八年ごろであることを根拠として、永祿説を唱える「雍州府志」「人倫訓蒙図彙」「貞丈雜記」「歌舞妓事始」以下の諸書、そしてこれを無批判に襲つて成る「出雲阿国伝」（千家七種）所収の史料の価値を否定する。氏は「如何に本書が根拠なき事実で満ちて居るかを知るべき」だといひ、「この出雲阿国伝の如きは後世の俗書、何等信用し得ざるものである」と論断した。これによつて、とりあえず伊原敏郎氏以前の出雲のお国その人に関する論述は否定され、とりあえず白紙に戻されたことになる。

「甚だ多数の価値なき材料」をすべて棄て去り、信用できる

史料だけを用いて歌舞伎の内容とお国の経歴を組み立てることの必要性を主張した高柳氏は、「最も信頼し得べきもの」として次のものを挙げる。すなわち「多聞院日記」「言経卿記」「時慶卿記」「御湯殿上日記」「慶長見聞録案紙」「當代記」「鹿苑日録」に見える記事と、京都大学所蔵阿国歌舞伎草紙（京大本「国女歌舞妓絵詞」）・中村福助氏所蔵かふきのさうし（松竹大谷図書館本「かふきのさうし」）の二書であつた。ここに掲げられた記録史料のうち、「時慶卿記」以下はすべて「大日本史料」に引いてあり、原田氏もこれを利用していたのだが、高柳氏は新たに「多聞院日記」の天正十年五月十八日の条の記事と「言経卿記」の天正十六年二月十六日の条の記事を発見することにより、これによつて大きく旧説を改めるべき仮説を提出された。こんにちの初期歌舞伎研究にあつて、もつとも重要な記録として必ず引用される「多聞院日記」天正十年五月十八日の記事は、この時はじめて世人の知るところとなつたのだつた。

当該の本文は「於若宮坪屋 加賀国八才十一才の童 ヤ、コヲトリト云法楽在之 カ、ヲトリトモ云 一段イタキケ二面白々々 各群集了」である。発見者の高柳氏は、「加賀国」を「加賀」と「国」という名の、それぞれ八歳と十一歳の少女と解し、分けて訓んだ。そして、この十一歳の「国」こそ後の出雲のお国の幼時であると考えた。これに基づいて計算した結果、「お国は元龜三年またはその後兩三年間の生れといふことになり、慶長八年の全盛期には三十二歳またはその後といふことになる」とされた。この史料の訓み方については、後に「加賀国の八才十一才ノ童」、「加賀ヲトリトモ云」とすべきであるという訂説

が現れ、現在ではそれがいっばんに承認されている。しかし、高柳氏の立説にとっては、これを「加賀」「国」二人の人名と訓むことが決定的な意味をもっていた。氏の訓みに従えば、天正十年（一五八二）十一歳だった「国」は、出雲国の出身とも、出雲大社の巫女とも称してはいなかったと見られるからである。これが高柳仮説の前提であり、出発点であった。高柳氏は、これによって「出雲出身」という彼女の自称は、時を経て後にいい始めたことと考えられたのである。

次に、「言経卿記」天正十六年二月十六日の条に「出雲国大社女神子色々神歌又小歌等舞之間阿茶丸召奇見了」とある。「出雲国大社女神子」も、同じ人物（国）と断定し、「お国が十七歳またはその前後の時の京都に於ける記事である。それによればこの頃には既に出雲大社の巫女であるといふ評判があり、神歌及び小唄を唱ひ、それに伴つた舞踊をして居たことが分る」とされた。実は、「言経卿記」の記事には「ややこ踊」とも「かぶき踊」とも「国」とも書いてないのだから、まったく正体は不明という以外にない一座である。むろんお国の可能性もある。高柳氏はこれはいわゆる慶長お国十七歳前後の事跡と判断し、この時期には早くも「出雲大社の巫女」という評判が彼女に与えられていた証拠とされた。

高柳氏は、国（日常的次元における実名あるいはいわゆる芸名）という名の一女性が「かぶき踊」を演ずる時、上演する狂言の中での役の名のりとして「出雲国出身、出雲大社の巫女」であると設定し、これを自称したと考えた。そして、その「舞台名の名り」が日常的次元へ逆流して、世間に流布したとする。氏はいう、

「お国が大社の巫女であるといふことは、実に舞台上に於ける名乗であることに注意しなければならないのである。お国が出雲大社修造勧進のために、諸国に巡業して居た当時の舞台上に於ける名乗が、つひに彼女自身の履歴を表白するものと誤解せられたところから、出雲の巫女であるといふ彼女の履歴は出来上つたと見てよろしいのであつて、前に掲げた多聞院日記には十一歳にして春日若宮の拝殿に於いて法楽の歌舞を演じて居ることから推測して、彼女が舞台上に於ける名乗通りの履歴を有して居たとは考へられないのである」と。

同氏はこれにつづけて、「然らばお国の出身は何であつたか。これに対して実は明瞭なる答を私は有して居ない」と断つたうえ、傍証を示しつつ漂泊放浪の傀儡子ないし巫女（歩き巫女のことであろう）の出身と考えられることを仮説として立てている。「もし私の想像にして許されるならば、傀儡子であり遊女であるお国が、自ら舞台上に於いて出雲の巫女であると名乗ることに何等の無理もなく、而してまた時人が、お国の舞台上に於けるこの名乗を直ちに彼女の履歴そのものと解したことの、甚だ自然であることに想ひ到るであらう」とも記された。

高柳氏は、慶長お国の出自を居どころ定めぬ放浪漂泊の傀儡子の一人と推定した。いささか明瞭を欠く点もあるが、同氏の文から読み取るかぎりには、「出雲国の人」を前提としての「出雲大社の巫女」という彼女の履歴の全体を単なる「舞台名の名り」として否定されたのであつた。

高柳氏の大胆な立論は、①「多聞院日記」の記事を「加賀」「国」と分けて二人の幼女の名前と理解し、これを慶長お国の幼

四

時と認められたこと、②「言経脚記」の撰津での記事を京の記事と誤読し、加えてこれも慶長お国のことと速断したこと、③京大本・大谷図書館本の草子類に描かれている内容を時代的にさかのぼらせて、すでに天正十六年ごろ（「言経脚記」の記事に引きつけたもの）には舞台上で出雲大社の巫女という名をのりをしていたと想像するなど、いくたの誤解・独断の上に築かれていた。したがって、以後多くの研究者によって批判もされ、訂正もされてきた。それらを当然と評価したうえで、なお高柳氏立説の研究史上の意義の大きさを認めるものである。

高柳説は、出雲のお国を「偉大な一人の芸能者」とする旧来の「出雲のお国伝説」の呪縛から解放して、自由にお国の出身地や経歴について考える道を拓いたのである。

ただし、高柳氏が、お国の出身に対して、十一歳の幼時に奈良春日若宮でややこ踊を演じた時、いまだ出雲とも大社とも巫女とも名乗っていないなかったことを根拠として、「出雲大社巫女」という履歴の全体を否定したのは性急のそしりをまぬかれないのも事実だった。『多聞院日記』の記事が慶長お国の幼時であろうがなかろうが、慶長のお国は出雲出身かも知れないし、そうではないのかも知れない。そのように解釈するのが客観的に史料を訓む者にとっては当然であろう。

とまれ高柳説の出現により、それまでは誰一人疑問をさしはさまなかつた、お国の出雲出身および出雲大社巫女という経歴が否定された。

この時から、お国の出身地と経歴をめぐる研究は迷走を始めることになったのである。

高柳論文に対する学界の反応は早かった。当時気鋭の中世芸能史家だった森末義彰氏は、昭和十年四月、「かぶき踊成立に關する二・三の問題に就いて」の論文を発表された^{註7}。当該論文の中で、「お国の出自とその経歴」の一章を設け、高柳説の内容を詳しく紹介し、お国の出自を傀儡子と推定することはこれを承認している。森末氏は「お国が傀儡子の如き漂泊階級の所謂巫女出身であつたらうと言ふ氏の説には、大いに傾聴すべきものがある」と評価し、「中世に於いては傀儡子等の如き漂泊階級の手によって、種々の民間芸が保育せられて来た事は事実」として、中世末・近世初頭に盛行した女曲舞・女猿楽・女房能といった女性芸能者の活躍に目配りをしたうえで、「お国も亦かかる徒に属するものであつたらう事は容易に想像出来る」と記された。しかし、眼目の「舞台名のり説」については、高柳説の推論の根拠になつた歌舞伎草紙の制作年代が元和以後と思われること、その書物の性格が「名古屋三左の横死と言ふ衝動的な事件を経とし、お国のかぶき踊を緯として、貴族階級の愛玩用の目的を以て、巧に仕組まれた読物草紙に過ぎないとの疑が多分に存する」ことを根拠として批判された。

森末氏が、高柳氏の「舞台名のり説」に代わる推説として考えられたのは、漂泊芸能民の一人であるお国またはその父母が出雲の出身だつたから、出雲大社の巫女だという彼女の経歴を作り上げたのではないかというものである。森末氏の文に、「高柳氏の如く舞台名乗であると解するよりも、寧ろ慶長見聞集初め諸書

の言ふ如く、お国或は其の父母が出雲国人であつたのであつて、その出雲といふ国名と共に直ちに聯想される大社と自己を結び付けて、出雲社官の子或は出雲大社の巫女と称したと考へるべきではなからうか」「かく考へる事によつてお国の経歴に関する疑問は、何等の矛盾も撞着もなく解決出来る」とされる。「何故に天正の末年或は慶長の初年に京都に於いて出雲大社の巫女を名乗つたかに就いては、こゝに明答を持ち合せないが」と断つての推説だつた。森末氏も例の『多聞院日記』の「加賀国」を二人の人名と解して、「天正十年に十一歳と記されて居る」のを前提として考へておられた。したがつて、その時に「出雲国出身」とも「出雲大社巫女」とも称していなかつたお国が、その後慶長に至るまでの間にその経歴を作り上げたのに違ひないと解釈されたのである。

森末氏の説は高柳説とは違ひ、お国（あるいはその父母）の出身地を出雲国と想定していたことを確認しておく。

どの地方の出身かさへ詳かにしない漂泊の徒―傀儡子だつた国が、いつのまにか「出雲の出身、大社巫女」といふ、経歴の明らかな女性と評判され、一般の認識になつていた。彼女の自称もむろんあつたことだろう。その変貌の最初の契機は、舞台における役の名（虚構の中の仮名）が自身の履歴の表白と誤解され、その結果彼女の履歴（生活的次元における実名と経歴）が作り上げられたとするのが高柳氏の「舞台名（り説）」だつた。この考え方は、森末氏の批判を余所に、これ以後の研究者の長く承認するところとなつた。すなわち、中世末・近世初頭の漂泊放浪の芸能民は、興行上のつごうなどにより、実際とは違つた出身地や経歴を

勝手に名（り）の（自称する）こともあり得るといふ、芸能史の常識を定着させるきっかけになつた点（り）もつとも重要である。

後に守屋毅氏が「お国が自称するような出雲大社の巫女であつた保証はどこにもなく、出雲の出身すら疑わしい。当時の芸能者にありがちな、人（り）目あての僭称にすぎなかつたであらう」と述べたのが、高柳氏以来の芸能史の一般的な認識を代表しているといえよう。

高柳氏以後は、出身地・経歴に関する虚と実の分離を当然としたうえで、しからは「出雲のお国」の実、すなわち本当の出身地はどこか、その可能性をめぐつていくつもの仮説が提出されたのであつた。

五

戦後の歌舞伎成立史研究をリードし、清新な研究を精力的に推し進めたのが林屋辰三郎氏だつた。林屋氏は「かぶきの成立」『中世文化の基調』『歌舞伎以前』の三者によつて自説を展開された（注）。「かぶきの成立」（昭和二十八年刊）にお国の出身地・経歴に関する言及は見られないが、同じ年に出版された『中世文化の基調』においては、とくに「出雲阿国」の一章を設けて論述する中で、その出身地と経歴についての仮説が提出されている。

林屋氏は、『多聞院日記』の「加賀国」を分けて二人の人名を訓む旧来の通説にもとづき、奈良周辺の可能性を強く不（り）疑された。中世における春日若宮で法楽の芸能としてややく踊を演ずるの（り）は、一般に諸国の誰でも自由にできることではなかつたとする認

識が根底にある。当時、大和には五ヶ所・十座の声聞師の座があつて、「きびしい座の統制のもとに、神社と座衆の間には互いに権利と義務が主張せられていた」と考へることから、たとえ十一歳の稚児でも「大和興福寺に隷属する座衆」であつたと見るのが妥当」であり、「この稚児国が、すなわち二六〇三年（慶長八年）四月京洛に姿を現わす阿国の幼児であるとすれば」との仮定的前提のもとで「阿国は大和に於ける五ヶ所・十座の声聞師の女であつたことになる」とされた^{注10}。

そして、「京大本・阿国歌舞妓絵詞」における名のりを引き、「これが果して阿国の眞の素姓であるか、又は単なる舞台の名乘であるか、それは所詮、謎といわねばならない」と記して、慎重な態度を表明しておられる。現段階にあつては、林屋氏が「五ヶ所・十座の声聞師の女」とする仮説の根拠にされた『多聞院日記』の記事は、「加賀国」と国名に訓むべきだと思はれるので、これをもつて直ちに慶長お国の眞の出自を奈良周辺と考へるのは妥当ではないと思はれる。もつとも、小笠原恭子氏はこの史料を「加賀国」と国名に訓みながらも、ややこ踊の座はお国の一座だけだつたという独自の認識から、当時加賀出身と称していた八歳と十一歳の童のうちの一人は慶長お国の幼時と考へておられる^{注11}。

林屋氏は奈良の五ヶ所・十座の声聞師の出身を仮説として提出されたが、決してそれを強く主張しているわけではない。そのことは、最終的な結論とされた次の文に集約的に表れている。「私は結局、「出雲大社の女神子」と称する阿国」とありのままにしか記すことが出来ないのである。しかしここにはつきりと断言出来ることは、彼女が出雲にせよ大和にせよ、地方から京都に上つ

てきた女雑芸者たちリアルキ神子の一人であつたということである」(傍点服部^{注12})。この結論が「歌舞伎以前」(九年刊、二二二ページ)にも繰り返されている^{注13}。林屋氏は、少くともお国の「出雲出身」という点にかぎつていえば、肯定も否定もされてはいない。そうかもしれないし、そうではないかもしれない。私はこの慎重な考へに賛成である。それ以上のことは誰にもいえないのではなからうか。

盛田嘉徳氏は「多聞院日記」の記事を「加賀国」と地名として訓む考へを探り、これと林屋説(五ヶ所・十座の声聞師の女)との合体の可能性を探り、次のような仮説を導かれる。

氏は、林屋氏が論拠とされた、大和の声聞師が大乗院から課せられた義務労役とその保護による特権をもつていたのは主として寛正く文明期の実状なのであり、ほぼ一世紀を経た天正のころには推移変化していた可能性を考へられた。そして、奈良でも他国から来て興行する雑芸者が居たとして、小笠原氏の提出された近江出身の馬の曲芸を見せる興行(『多聞院日記』文禄二年正月廿五日の条)の例を引く。その一方、加賀国から諸国へ進出し、京に上つた芸能者群が存在した例をあげ、加賀国出身で加賀舞を演じていた遊女の末流が天正十年ごろ大和地方へ来訪して、大和の強力な五ヶ所・十座の声聞師の支配下において、舞の代りに当世風のややこ踊を踊つたのではないか、という仮説を立てられた^{注14}。むろん「確たる史料のないことだから、今後の研究に期待したい」ととくに断り、明言を避けたのは賢明であつた。『多聞院日記』に記されたややこ踊の座が「加賀出身を自称した」ことはおそらく事実だろうから、それが本当か偽りかは不明なが

ら、「加賀出身」を称することに何らかのメリットがあったとしてもなくてはならない。そのかぎりにおいて、盛田氏のあげられた中世における加賀国出身の芸能者たちの動向は参考とされてしかるべきであろう。

一方、吉川清氏は俗説をふまえながら独自の仮説を主張された^{注5}。氏はお国の念仏踊を、零落した時宗の沙弥が生活の手段として演じていた念仏踊と同じものだったと断ずることから、俗説でお国の父とされる三右衛門は時宗教団の俗時宗として形同沙弥だった鑿打（かにうち・かなじ）で、お国の出身は洛北の出雲路河原の出雲系の神社（幸神社）に隷属する巫女だったろうと推測された。父三右衛門が鍛冶を職としたとする俗説と鑿打聖との音が近いこと、画証に見るお国の念仏踊と時宗の踊念仏との近似、「出雲の」という自称と地名の出雲路、河原者と出雲路河原の称などを結びつけ、そこに強引に整合性を求めた想像説である。思いつきとしてはおもしろいが、屋上屋を重ねる体の想像説であつて、説得性に欠け、学問的な批判に耐え得る説とはいいがたいものだった。この吉川仮説は、同著『時宗阿弥教団の研究』においても、繰り返し主張されている。

私は、この問題に関しては基本的に林屋説に左袒するけれども、日本芸能史、歌舞伎成立史研究にとつて、史料的な限界のあるお国の出身地や経歴をあれこれ詮索することは決して有効なこととは考えていないので、これまでほとんど論じたことはなかった。「出雲のお国の出自は、現在もなお謎に包まれているにしても、彼女およびその一座を構成した人たちが、身分賤しい賤民の出身であり、遊女兼帯―すなわち売春を兼ねた女性たちの集団

であつたことは、ほぼまちがいが無い。出雲大社巫女という、その名のりに縁を求めるとするならば、彼女は散所出身のアルキ巫女のひとりだったという見方もできる^{注6}というのが、『歌舞伎成立の研究』（昭和四十二年刊）以来こんにちまで一貫して私が持ちつづけている持論である。

守屋教氏は『多聞院日記』の記事を加賀・国と分けて二人の人名に訓む立場をとり、この記事の「国」を慶長お国十一歳の姿としつつ、「出雲大社の巫女」というお国のふれこみは、かなり古くからのこと^{注7}と見、その出身地・経歴は勝手な自称であつて、真实性は薄いと考えておられたようである。同氏は、出雲出身をも疑わしいとし、「当時の芸能者にありがちな、人気目あつての僭称にすぎなかつたであろう」と推測されたのである。そして、「巫女ということに多少とも真実があるとすれば、それは、芸を売るかたわら春をひさいだ『歩き巫女』の姿を想い起こすべきであつた」という守屋氏の考え方は、林屋説とほとんど合致していた。

小笠原恭子氏は、『かぶきの誕生』（昭和四十七年刊）所収の論文「女かぶき誕生まで」以来一貫して、ややこ踊の座はお国の一座だけであつたとの説を主張されている。その場合の基本的な認識は、当時の芸能者の自称する出自は「仮の名のり」と考えることである。氏は「地方出身と称することが、単なるもの珍しさばかりでなく、宮廷に出入りしやすくなる伝統的な条件となつていたのであろう。なかには、京畿内の芸能座でありながら、地方出身と称したものもあつたにちがいない。じつは出雲のおくにも、そういった京畿内出身の座の、仮りの名のりにすぎなかつたと私

は考えている」とされた。その認識に立ち、「多聞院日記」の記事に現れたところは加賀国出身を自称し、後の史料（『時慶卿記』）には「雲州ノヤヤコ跳」「雲州ノ女楽」と記されたように出雲国出身を自称していると解釈される。そして、「加賀の国と称している以上、その国名は単なる名乗りとしても、他国の芸人であることは明らかで、定説になりかかっているおくにの興福寺系座人説は、もう一度考え直してみる必要があるのではないだろうか」と、林屋説に対して異を立てる提言もされた^{注19}。それは正当な再検討であった。その上で、「彼女たちの出身が、加賀でも出雲でもないとなると、いったいどこの出であったのだろう。私はひそかに、おくに一座は、洛中もしくは京周辺の出であったのではないかと考えている。」と推定された^{注19}。ただし、その理由は「彼女の背後の男は、京の上層階級の好みを熟知していたと思われるから」という状況証拠に頼つての推測以上ではない。「ひそかに考えている」と記された所以であろう。同氏はさらに、「北野での興行では、むろんおくに一座は出雲大社の巫女という肩書は使えない。しかし、出雲を遠く離れた京畿内では、寺社境内でない地での興行に、出雲大社の勸進を唱えていたのである。そしてこの天正十九年の北野での勸進興行以後は、諸国へ下つては北野天満宮の巫女の名をも用いたものと思われる」と、場所によつて転々とする肩書説を展開された。

小笠原氏の仮説によれば、どこ出身かを詳かにしない雑芸能者の一人であるお国は、加賀出身、出雲出身、出雲大社巫女、北野天満宮巫女^{注20}などと興行の場に応じて、そのつど肩書を自由に使ひ分けながら諸国をめぐっていたことになる。天正十年

から十六年の間に、「おそらく彼女の一座は山陰地方をめぐり、出雲大社から、社寺の造営や修復、仏像建立などのための淨財をあつめて諸国を廻る、勸進の許可をとつたのではあるまいか。そこではじめて、出雲大社の巫女という名を持ちつことになつたと思われ^{注21}」とまで推論を展開させておられる。はたしてここまで推理を働かせることが可能だろうか。まったく史料を欠いていることだけに、状況にもとづいて自由な想像をめぐらすことになりはしないだろうか。その意味ではかぎりなく小説の創作に近づく危険性があるように思う^{注22}。

この仮説の当否に関しても、現在の私には「そうかもしれないし、そうではないかもしれない」と評価する以外にいいようがない。まことにものかししいが、どうすることもできない。

六

前章の小笠原氏による仮説提出をもつて、こんごよほど信憑性の濃い資料の発見がないかぎり、これ以外の説は現れまいと思つていたところ、近年になつて思いがけない説が公けになつた。室木弥太郎氏の論文「出雲のお国とかぶき」である^{注23}。

室木氏の見解が、高柳氏以後のあらゆる研究者のそれと決定的にちがっている点が少なくとも二点ある。

一点はお国を一天才とし、「確かな資料もあつて、その人柄もある程度分かる」とされた点である。氏は「国は出雲から上つてきたと断定してよい。（中略）国は出雲の地を出身としたアルキ神子であろう」という。その上で、一般に中世のアルキ巫女が雑

芸と色色とを兼帯する性格をもつていたことを認めつつも、なぜかお国だけは違つと主張される。「国その人にそっくり当てはめるのは間違ひである。国は特別な人であり、稀有な人である。しかも確かな資料もあつて、その人柄もある程度分かる」(傍点服部)と、自信に満ち満ちた口吻で断言なさつたのである。

しかし、中世末期にややこ踊芸団の一人として登場した少女国が、はたしてそれほど特別な人、稀有な人、偉大な人だつたのだろうか。少くとも、室木氏のようにそのことを断定できる客観的根拠は一つも存在していない。天正一慶長の当時、おびただしく出現した雑芸能者たちの性格から見ても、ひとり少女国だけが特別な人、稀有な人だつたとはとうてい信じがたい。お国は一般の歩き巫女がしなかつた新芸能を始めたのだから、その点で一般とちがうことを認めるとしても、だからといつてこのことだけからお国が稀有の芸術家であり、遊女兼帯の性格から無縁だつたことにはならない。当然のことである。また、国の人柄など、残された断片的な資料からわかるはずがない。室木氏は『北野社家日記』の記事を根拠にされたらしいが、別の個所で当該の「日記」の記事を引いたあとに「以上で国の人物像が彷彿とするわけではないが、禅昌がわざわざ日記に書き止めたのは、国を尊重していたといふことである」と書かれる^{再考}。所詮その程度の根拠でしかなく、他は伝聞・伝承のいわゆる俗書のエピソードを参照されるばかりである。たとえば『武家閑談』が伝えている、結城秀康がお国の舞を見て落涙した有名な逸話を引いて、「彼女も好色の対象となることを厳しく拒否するところがあつた。それが芸能の創造を大いに助けたに違ひない」(傍点服部)とまで断言なさるるのは、

いくら何でも飛躍がはなはだしいのではあるまいか^注。

第二点は、室木氏は高柳説以来、ほとんどの研究者が踏襲してきた考え方を否定されたことである。すなわち、当時の雑芸能者たちの出身に関する自称(日記類に記録のある肩書)には、事實ではない単なる「名のり」もあり得ると考え、しならば「本当の出身地はどこだろうか」と可能性のある土地を求めて思索してきた研究史に対する全否定である。氏は曲舞の記録に舞々の出身地を示したものがあつて、それらが非常に正確で、『実隆公記』(永正六年八月廿七日の条)の香菊大夫を越前出身としたものだけが例外的な「誤り」(筆者の事実誤認もしくは世評の事実誤認の意だろうか)だとし、『時慶卿記』に「雲州ノヤヤコ跳」と記したのは決定的に正しいとする傍証にあてておられる。そして、「これを否定することは絶望的である」(傍点服部)とまで極言される。だが、室木氏の主張されたように、当時の史料に登場する雑芸能者たちの出身地が、すべて(唯一の例外を除き)非常に正確だと断定できるかどうかは、史料に現れるすべての具体例に即して一つ一つ称呼(評判)と実際とを追跡し、実証を経た上でなければ性急な結論は出せないことである。

室木氏は、この見解を裏づける考えとして二点を掲げられた。一は方言を使ったはずだから出身地をごまかすことはできないこと、一は、当時の芸能者は酒宴に侍することもあつたはずで、「その生い立ちについても根掘り葉掘り聞かれたであろう。すべてについて嘘を言ひおおせるわけがないし、郷国についてはその必要もなかつたであろう。しかも信頼できる諸史料が一樣に出雲としてるので、出雲の出身と信じて誤りはない」というもので

ある^{注26}。

この二点に関しては、お国を出雲の出身だと断定するため傍証資料を掲げて裏々述べられた。しかし、このことの本質は出雲のお国に限定する必要はなく、中世末におけるすべての雑芸能者の出身地自称の信頼性にかかわる基本的な考え方としなくてはなるまい。

私の見解をいえば、掲げられた二点は、お国の出雲出身説にとつてさほど強力な証拠になり得ると思えない。仮にそれを微動だにすることのない証拠とするならば、当時の都人たちの方言識別に関する能力の程度を問わねばなるまい。たとえば、京の人們などが、越後の方言、関東の方言、関西の方言、山陽・山陰の方言などを、それぞれ十分に聞き分けることができたであろうか。それらと出雲の方言との違いをはっきりと区別して人の出身地を特定できたであろうか。また、同じ西国方面でも、出雲の方言と、因幡・伯耆・備前・備中・備後・美作など、さらには四国・九州諸国の方言を、それぞれ正確に聞き分けられたという証拠があるのだろうか。私は、少くとも当時の雑芸能者たちが使ったであろう方言を決定的な一つの証拠として都の人が認定した範囲を「出雲」に限定し、それゆえに彼女は出雲出身に違いないと断定する勇氣をもつていない^{注27}。

また、お国たちが貴人の酒席に侍つて故郷のことを根掘り葉掘り聞かれたらうから、だましおおせることはできないとして、だから出雲出身に間違いないのだとされるのも、私には承服しがたい。小笠原氏も述べられたように、諸国を旅する雑芸能者の一座は出雲地方をめぐったこともあるだろう。鄙の實際を知らぬ都

人たちに、出雲の名所に関する話題を興味本位に提供するほどのことは、出雲で生まれ育った人間でなくとも容易にできることである。そんなことは学問上の論拠になるわけがない。室木氏の論述は、出雲方言を駆使して、出雲の話題をふりまき、招かれた酒席の座興をとりもつているお国やその両親、またいっしょに上落したとする狂言師たちの様子を髣髴させるのがほほえましいが、それは映画か小説の発想にもとづく状況証拠で足りない。このようなことが、学問的に決定的な証拠となるだけの力をもつとは誰も承認できないだろう。

お国の一座は、どんな様子で上落してきたのだろう。室木氏はその姿も推理され、「天才的な少女を擁して、一座を結成し、背水の陣で上落したと思う。(中略)狂言師を含めて、総勢十数人が満を持して出国したのである。国を中心とした一座であつて、国の才能に賭けたのである」^{注28}といわれた。おそらく氏の網膜には、京を目ざして出雲から上つてくるお国一座の映像が映つていたのであろう。しかし、この表現はいささか映画的にすぎるのではなからうか。さらに、お国の母親(もしくは母親的存在の女性)の姿までも見届けて、想像をふくらませておられる。

室木氏はまた、「国が出雲の出身であることを嫌い、彼女を都あるいはその近辺の出身、その協力者もまたしかりとするのは、彼女のようなすぐれた人物が地方から出るはずがないという思い込みがあるからであらう」といい、当時は都よりも地方に創造力があつたことを説明しておられる。これもまたことに奇妙なことである。このようなことは、いまあらためて室木氏に教えられるまでもないことで、すでに学界の常識である^{注29}。山路興造氏が旧

来の通説と異なる自説として、氏の研究成果をふまえて「日本芸能史全体の流れを考えると、文化・芸術というような分野の新しい高度な波というようなのは、大部分が文化土壤の発達した中央から地方へという図式を辿ります」と発言し、この時代における芸能の伝播は原則的に中央から地方へ流れるとの考え方を述べておられるにすぎない^(注3)。室木氏は、この山路説を相手取って、やや神経質と思える反発をされたものらしい。しかし、私の考えでは、山路説も、室木説ともに正しいのである。文化の問題を原則で割り切ることは不可能である。一般的に中央から地方へと流れる傾向の強いことはたしかなことであつたとしても、逆の流れの例もまたいくつもあつたことを否定できない。しかし、だからといって、すべてが地方から「金を出してもらつて」上洛してくると決めてかかるのもまた足をすくわれることになるだろう。なぜこんなに独断で簡単に断定してしまうことができるのかを、私はまったく不思議に思う。加うるに、研究者の中に「お国が出雲の出身であることを嫌い、(中略)彼女のようになすくれた人物が地方から出るはずがないという思い込みがあるからだろう」^(注4)「芸能を初め、芸術・文化の源は京都にあつて、中央から地方へ普及するというのが、従来山路氏を含めて、多くの人の固定観念になつていたのである。だから国のような人材は、出雲のような田舎から出るはずがないという考え方が生まれるのである」^(注5)といった文章を見るに至つては、事実の誤認がはなはだしく、とても冷静なるべき学者の発言とは思われない。いうまでもないことだが、私を含めてすべての成立史研究者が、「お国が出雲の出身であることを嫌」つて、おの自説をなしていたとは考ええ

ることもできないし、またそういう「すぐれた人物が地方から出るはずがないという思い込み」などがあるわけがない。これこそ室木氏の激しい思い込みにすぎない。ここに冷静な判断が見失われていることを、氏のために惜しむものである。

七

以上、出雲のお国の出身地・経歴をめぐつてなされてきた研究史の足跡を辿つてきた。そして、結論的に言えることは、お国は出雲あるいはその周辺の国の出身かも知れないし、そうではなく「出雲出身」を名のつたばかりのことかも知れない。その点では盛田嘉徳氏が、「当人が言わねば他人にはわからないことで、いずれにしても彼女自身か、彼女の周辺の人が語つたこと、あるいは言いふらしたことであろう。それがどこまで信用できるものが問題である」^(注6)と言われたのが、妥当なところだと思ふ。だから、林屋辰三郎氏も「出雲にせよ大和にせよ、地方から京都に上つてきた女雑芸者たち＝アルキ神子の一人であつた」と書き、「出雲出身」の可能性を否定されなかつたのである。「私は結局『出雲大社の女神子と称する阿国』とありのままにしか記すことが出来ない」という林屋氏の論述は、学問的に正当だつた。

室木氏の論文が出たことにより、従来積み重ねてきた研究史の成果が否定されるものではあり得ない。私は、室木氏ほどの堅実な実証を重んじる学風だつたすぐれた研究者が、なぜこれほどまでむきになつて、お国を「出雲出身」の「特別な人」「稀有な人」と考え、まるで小説家の創作のように偉大な一人の女性の生

涯を形象化しようとなさるのか、その強引ともいえる方法、叙述態度とともに真意をはかりかねている。

室木氏の論文の公表により、出雲のお国の出身地・経歴をめぐる成立史の一つの問題は、明治の伊原敏郎の時点まで差し戻されたかの観がある。ただし、この考えが現代の研究者の承認を得られるか否かは、別のことである。私は、本稿に記したような近代の研究史の流れを理解することなしに、室木氏の結論を「新説」として承認することはできないと思う。

室木氏が、方言と酒宴の席における話題という二つの理由を考えて、彼らの「出身地」にかかわる自称はすべて決定的に信用できると力説されるのを見ると、空しい気持ちに襲われることを告白する。なぜこのような日常次元の論議を、大仰な傍証をもち出して大真面目になさるねばならなかったのだろうか。

歌舞伎は時流に迎えられ、遊女歌舞伎を経て大きく発展を遂げた。「歌舞伎の始祖」に擬され、鑽仰されることになったお国の出自をめぐる伝説がふくらんでいった。お国は、結果的に「特別な人」「稀有な人」の榮譽になう人物になった。そして、まさにそのゆえに、同時代に活動したおびただし雑芸能者たちが疑われることのないそれぞれの出身地や経歴について、自称の真偽が問われるという特別な事態を招いたのだといつてもよい。

誤解を恐れずにいえば、お国の出身地が肩書のとおり出雲であろうと、本当はそうではなからうと、歌舞伎成立史の研究にあってはさほど重大な問題ではないのである。そのこと（お国の真の出身地）が、これ以後に発達し展開することになる歌舞伎の本質に重大なかかわりをもつとすれば、等閑視できぬ問題として、

たとえ困難だろうとも問いつづねばならない。だが、そうとは考えられないのだから、お国の出身地をあれこれと註索するのは、所詮は好事家の趣味の域を出るものではない。

郷土愛に裏打ちされた島根県の郷土史家が、「出雲のお国」というからは出雲出身に間違いない」と主張されるのなら、それはそれでいい^{註3}。芸能史的に諸条件を考えると必ずしもそう断定できるものではないと考え、可能性を求めて他の国を示唆したとすれば、それもい。いずれにも十分に可能性はある。そして、現段階に学界に知られている文献資料のかぎりにおいては、残念ながらいずれにも決定的な証拠はない。そのことだけはあらためてはつきりさせておかねばならない。

学問的に不毛なこの手の議論は、思いがけず室木氏の文章が飛び出したところで、こんご信頼性のある新資料が見出された場合を除いては、打ち止めにしてはどうだろうか。私は、そう考えられている。それがこの冗漫なエッセイの結語である。

注1 室木弥太郎「出雲のお国とかぶき」、同著『^{中世}日本芸能史の研究』（平成四年十二月、風間書房刊）所収。一八四・二〇〇頁。

注2 伊原敏郎「日本演劇史」（明治三十七年三月、早稲田大学出版部刊）、八頁。

注3 「出雲阿国伝」は「千家七種」の中の一として明治三十四年四月刊『大日本史料』（第十二編之一）に全文が掲載紹介された。大谷健二氏の「出雲の阿国」（注33）によると、「千家七種」は明治から昭和初年まで出雲大社の禰宜として千家

注4 造家古文書課に勤務し、郷土史にも通じていた広瀬鎌太郎氏の編纂した可能性があるとされる。

伊原氏は明治三年、松江市で生まれ、松江中学校を経て上京し、後に都新聞の記者、演劇学者として活躍した。明治四十三年、自作の戯曲『出雲の阿国』（一幕三場）を歌舞伎座で上演した。その後、昭和八年三月、真山青果作『阿国歌舞伎』（二幕）が東京劇場で上演されるに際し、鳥根県人が中心になって『劇祖阿国会』を創立した時、乞われて『阿国劇と遺跡保存』の文を『鳥根評論』（劇祖阿国号）通巻一〇二号、昭和八年三月）に寄せ、同郷人としてお国の遺跡の顕彰を願う心情を吐露している。この時の公演に関連し、雑誌『演芸画報』の昭和八年六月号・八月号には伊原氏の『出雲お国の遺跡を探る』という記事が掲載された。

注5 高柳光寿「歌舞伎及び浄瑠璃の起源」（日本文学講座・第十巻・演劇戯曲篇）昭和八年十一月、改造社刊）所掲論文。

注6 「早稲田文学」大正十四年一月号所掲。

注7 「思想」昭和十年四月号所掲。

注8 守屋毅『かぶき』の時代」（昭和五十一年六月、角川書店刊）、一三七頁。

注9 林屋辰三郎『かぶきの成立』（昭和二十四年二月、推古書院刊）。同『中世文化の基調』（昭和二十八年七月、東京大学出版会刊）。同『かぶき以前』（昭和二十九年十一月、岩波書店刊）。

注10 「中世文化の基調」二九四頁。

注11 小笠原恭子「女かぶき誕生まで」（『かぶきの誕生』昭和四十七年二月、明治書院刊、所収。七二頁。論文の初出は昭和三十六年三月）。同「女かぶき成立前後」（同書所収、九〇頁。初出は昭和四十六年十二月）。同著『出雲のおくに』（昭和五

十九年七月、中央公論社刊）、六九頁。「かぶきの成立」（芸能史研究会編『日本芸能史・4』昭和六十年三月、法政大学出版局刊）、二〇〇頁。

注12 「中世文化の基調」、二九五頁。

注13 「歌舞伎以前」、二二二頁。

注14 盛田嘉徳「女歌舞伎に関するノート」。同著『中世賤民と雑芸能の研究』（昭和四十九年十月、雄山閣出版刊）所収。二七四―二七五頁。

注15 吉川清『出雲のお国』（昭和二十八年十月、中外出版社刊）、六二―六六頁。「時宗阿弥教団の研究」（昭和三十一年五月刊）、三四四―三五二頁。

注16 拙稿「歌舞伎―構造の形成」（芸能史研究会編『日本の古典芸能8・歌舞伎』昭和四十六年、平凡社刊）所収。一五頁。

注17 守屋毅前掲書、一三七頁。

注18 『かぶきの誕生』、九〇―九二頁。

注19 「出雲のおくに」、七三頁。

注20 北野社巫女の名は文字（あやこ）。この仮説は、新潟県柏崎市に伝わる綾子舞の由来を語る一つの文献に、「北野社縁起」に登場する巫女の子に始まるというものがあるのに関係を求めたのである。綾子舞はややこ踊の印象を伝える民俗芸能である。

注21 注19、七八頁。

注22 たとえば有吉佐和子の小説『出雲の阿国』（婦人公論）昭和四十二年一月号―同四十四年十二月号まで連載されたのち上・中・下三冊として、中央公論社から出版、さらに、昭和四十九年一月―三月にかけて、中公文庫として出版されている）は、俗書をも交えた諸資料をよく調査し、適宜取捨しつつ一女性としてのお国の生涯を創作していた。研究者の推論

も、出雲のお国のこととなると、ややもすると小説的な傾きをもつようになるようである。

注23 注1。同論文の初出は、「金沢女子大学紀要（文学部）」第二集（昭和六十三年十二月）、第三集（平成元年十二月）に掲載された「出雲のお国」であり、これを改題したもの。お国の出自に関する叙述は、第二集に掲載された分に含まれていない。

注24 注1、二二四頁。

注25 ちなみにいえば、前掲（注22）の小説「出雲の阿国」において、有吉は阿国が春をひさぐ遊女を嫌い、阿国歌舞伎は遊女歌舞伎と同列ではないとの「芸」の誇りをもちつづけるため、時流に取り残されて衰退したことになる。芸道一代女である。小説だからこそ許される想像の説だった。

注26 注1、二〇〇～二〇三頁。

注27 この点についても、小説「出雲の阿国」に好例が見える。一例をあげると、作中に、阿国の座と対立する遊女歌舞伎の興行者である九蔵という男から「出雲のお国も落ちたものじゃの」といわれたのに対して、お国の座の木戸番の男は「へい、だんだん」と答える。「出雲のと呼びかけられたので、彼は反射的に出雲言葉で九蔵に礼を言っていた。だんだんというのは、だんだん忝ないという感謝の言葉だった」（下之巻、二六八頁）とある。お国を出雲国の出身と設定した小説家は、彼ら一座の者に出雲方言を使わせないと作品が成り立たない。

注28 注1、一八〇頁。

注29 たとえば、林屋氏が地方の文化・芸能が陸統と京をめざして上ってくる趨勢を述べて、「京都に於いてむしろ地方的な芸能が、大きな関心をそそり、多くの観衆を集め得たものと思

う」（『中世文化の基調』二九二頁）と記されたのに代表される。

注30 山路興造「『中世芸能の変質』と『被差別民芸能の変遷』。同著『翁の座―芸能民たちの中世』（平成二年三月、平凡社刊）所収。右を踏まえて、シンポジウム「出雲のお国をめぐる」における発言となる。シンポジウムの記録は「歌舞伎―研究と批評」第五号（平成二年六月刊）に所載。

注31 注1、一九一～二〇四頁。

注32 注14、二七六頁。

注33 たとえば、大谷從二著「出雲の阿国」（平成八年二月、松江・今井書店刊）をもって代表作とする。

（はっとり ゆきお・千葉大学文学部教授）